

売買取引の条件について
(令和2年6月21日時点)

神港魚類株式会社では、卸売市場法及び神戸市中央卸売市場業務条例等に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

別添「令和2年 臨時休開場日カレンダー」のとおりです。

(2) 営業時間（＝卸売開始時間～卸売終了時間）

午前3時～午後3時

2 取扱品目

業務条例第6条第1項に従い、以下の物品を取り扱っています。

生鮮水産物及びその加工品並びに神戸市長の定める食料品

3 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

各取引先様との協議の上決定

(2) 支払方法

現金、小切手、手形、送金その他各取引先様との協議の上決定した方法

4 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭

各取引先様との協議の上決定

5 その他の条件

別添 受託契約約款に記載

<参考>

○ 神戸市中央卸売市場業務条例（抄）

（受託契約約款）

第 43 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領その他規則で定める事項を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。

（仕切り及び送金）

第 50 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、第 43 条に規定する受託契約約款で定める期日（委託者との特約があるときはその特約の期日）までに、委託者に次に掲げる事項を記載した売買仕切書を送付するとともに、第 3 号に規定する売買仕切金を支払わなければならない。

(1) 当該卸売をした物品(食肉部の卸売業者にあつては、第 42 条の規定により委託を受けた場合における原皮、内臓等を含む。)に係る次に掲げる事項(当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金（卸売をした物品に係る代金をいう。以下同じ。）の変更をした物品については、ウ及びオに掲げる事項)

ア 品目

イ 等級

ウ 単価

エ 数量

オ 単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(3) 卸売代金から前号に掲げる事項の金額を減じた額(以下「売買仕切金」という。)

2 前項の売買仕切金を支払うに当たっては、第 43 条に規定する受託契約約款に定める支払方法（委託者との特約があるときはその特約の支払方法）によらなければならない。

（取引参加者の買受代金の決済の方法）

第 51 条 取引参加者は、売買取引の相手方と契約又は協定その他のこれらに準ずるものにより定めた支払期日及び支払方法により売買取引に係る買受代金を支払わなければならない。

○ 神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（抄）

（売渡票及び販売原票）

第 29 条 条例第 37 条の規定により市場における売買取引を効率的に行うために、卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに売渡票及び様式第 5 号による販売原票を作成しなければならない。

2 前項の売渡票は、買受人に交付しなければならない。

3 第 1 項の販売原票には、一連番号を付さなければならない。

（受託契約約款）

第 31 条 条例第 43 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受託物品の保管に関する事項

(2) 受託物品の手入れその他販売のため必要とする調整等に関する事項

(3) 受信場所（卸売業者が卸売のための販売の委託をする者から電話その他の通信手段を用いた連絡を受ける場所をいう。）に関する事項

(4) 送り状又は発送案内に関する事項

(5) 受託物品の上場に関する事項

(6) 販売条件の設定及び変更並びに取扱方法に関する事項

(7) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項

(8) 委託手数料率(委託手数料を算定するための料率をいう。)に関する事項

(9) 委託者の負担すべき費用に関する事項

(10) 仕切りに関する事項

(11) 条例第 63 条の規定による場合に関する事項

(12) 家畜の解体料(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)、原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定の卸売価格並びに量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める重要な事項

（売買仕切書）

第 37 条 条例第 50 条に規定する売買仕切書は、様式第 6 号による。

（販売原票等の保存）

第 38 条 第 29 条に規定する売渡票及び販売原票並びに第 37 条に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で 5 年間保存しなければならない。